

集合行為問題について

——オルソン以後の議論を中心に——

森 脇 俊 雅

はじめに

一 集合行為問題とはなにか

——オルソンの問題提起——

二 集合行為問題の展開

(一) 政治的企業者論

(二) ゲーム論的アプローチ

(三) 批判・反論

三 むすびにかえて

——政治学的意義の確認——

はじめに

個人と集団、個人と社会の関係については、政治学においても古くより考察されてきた。個人が所属集団や社

集合行為問題について

一

会とどういふ関係にあるのか、とりわけなぜ成員として活動するのかとか目的達成にどのようなにかかわるのかは、政治学的にも重要なテーマである。ここで集合行為問題 (collective action problem) とは、必ずしも政治学において広く承認された用語ではないが、個人と集団・社会とのかかわりや関係の基礎を検討しようとするものである。これは、マンサー・オルソン (Mancur Olson) によって提起され、とりわけ集団現象を顕著な特徴とする現代社会の基本的性格に新しい問題を提出するものとして、今日、広く論議されている。オルソン自身、政治学専攻ではなく、経済学の教育と訓練を受け、現在も経済理論や政治経済学の領域で精力的に研究成果をあげている。⁽¹⁾ かれの問題提起のしかたに経済学的発想をみることができ、そこには政治学固有の問題が含まれており、無視できない重要性があると評価される。かれの問題提起は一九六五年に刊行された『集合行為論』 (The Logic of Collective Action)⁽²⁾ のなかで主張されているが、本書刊行以後、経済学者のみならず、政治学者や社会学者の間でも大きな反響をよんだ。ことに、最近では、政治学者によって言及され、議論される傾向がめだっている。

本稿は、オルソンの提起した問題、すなわち集合行為問題が、オルソン以後どのように展開したのか、なかんずく政治学者たちによりどのようなとりあげられ、議論されてきたかをさぐろうとするものである。この小論においては、オルソンのいう集合行為問題に対して、筆者の新しい解釈を提出するとか、独自の解決法を用意することを試みるものではない。これまでの政治学者たちによるさまざまな議論を筆者なりに整理し、方向づけること、そしてその作業を通じてオルソンによって提出された問題の政治学的意義を確認することを主なねらいとする。⁽³⁾

一 集合行為問題とはなにか

——オルソンの問題提起——

まず、オルソンの提起する集合行為問題とはなにかを要約する必要がある⁽⁴⁾。オルソンによれば、これまでの集団理論はひとつの暗黙の前提のうえに議論されてきた。それは、個人は集団目的に賛同し、それを実現するために集団に加入し、そして活動するという前提である。すなわち、集団構成員が集団目的達成のために集団活動に参加することは、従来の集団理論では自明のこととされたという。オルソンは、この自明とされる前提に疑問を表明する。かれは、個人が集団目的に賛同し、集団に加入したからといって、自動的に目的達成のために集団活動に参加するわけではないとする。国家、その活動のためにきわめて大きな資源を自由にしうる国家ですら、国家目的を実現するために租税や強制という手段に訴えなければならぬのであるならば、他の集団や組織にも同様な問題があるはずと考える。

オルソンは、この問題を経済学において展開されてきた公共財 (public goods) とフリーライダーの概念を用いて説明する。公共財についてはさまざまな考え方があがるが、ここでは、非排他性と非競合性をその特性とする財としておく⁽⁵⁾。すなわち、もし供給されるならば、すべてに供給され、そしてだれもその消費から妨げられないような財である。公共財のこのような特性から、財供給のための費用を負担しないで便益のみを享受する傾向、すなわちフリーライダー問題が生じる。フリーライダーが続出すると、ついには公共財そのものを供給しえない事態におちいる。費用を負担する者がいなくなるのである。これは、私的財 (private goods) にみられない、

集合行為問題について

三

公共財に特有な問題である。オルソンは、この公共財とフリーライダーの問題を集団とその成員の間の関係に適用する。かれは、集団全体の目的ないし集団共通の利益を集合財 (collective goods) とよぶ。かれによれば、公共財生産のさい、フリーライダーが発生するように、集団目的ないし集団利益たる集合財実現の活動においても、費用を負担しないで便益のみを享受する傾向がみられるという。このようなフリーライダーが続出すると集団活動は維持できなくなり、集団目的は達成されない。これがオルソンのいう集合行為問題である。かれは、主に利益団体を例にあげてこの問題を論じるが、これは個人と集団にとどまらず、個人と社会あるいは個人と国家の関係の基礎にかかわるものであり、政治学的にも重要な問題を提起する。

オルソンは経済学において展開された公共財とフリーライダーの理論を背景にして集合行為問題を主張する。しかし、経済学において論じられる公共財とかれのいう集合財とは一致しないところがある。たとえば、ある企業を考えてみよう。企業構成員の共通の利益は当該企業の業績向上であるとする。この企業をひとつの集団とみなすならば、集団目的は業績の向上であり、それは集合財ということになる。しかし、それは公共財ではない。経済学において説かれてきた公共財は、市場の失敗から政府の関与によって供給されるものである。集団としての一企業の業績増大は公共財とはいえない。だが、公共財と集合財は決して異なるものではなく、財としての基本的性格は共通している。むしろ、次のようにいうことができよう。オルソンのいう集合財は、当該集団にとっての「公共財」である。それは、別の集団にとっては私的財でありうる。⁽⁶⁾ ある企業の業績向上は、同一産業部門の競争企業にとっては私的財にはかならない。これまで経済学において説かれてきた公共財は社会全体との関連で議論されてきたのに対して、オルソンの集合財は当該集団との関連において用いられる。ただし、オルソンの

集団は、小規模集団から全体社会あるいは国際組織にまで及ぶものであることを留意する必要がある。ここで、このように両者の用法上のちがいに論及するのは、オルソンの議論は出発点において経済学的発想にもとずいているが、問題の対象は社会集団であり、まさしく政治学や社会学の対象と考えるからである。そして、かれの説く集合行為問題、すなわち個人合理性と集団目的の衝突という事態は、現代社会の根本的ジレンマのひとつといえよう。

さて、オルソンは、集合行為への参加がえられず、集団目的、すなわち集合財が実現されない事態の議論をさらに展開する。かれの重要な理論的貢献は、集合行為問題を集団規模と関連づけているところにある。かれは、「ある一集団内の個人の数が少数でない場合あるいは共通の利益のために個人を行為させる強制もしくは他の特別な工夫がない場合、合理的で利己的個人は、その共通のあるいは集団的利益の達成をめざして行為しないであろう」(傍点は筆者)という。すなわち、集合行為問題は大規模集団で発生しやすく、他方、小規模集団では集合財は実現されるという。なぜならば、集団の各構成員にとっての集合財の価値は集団が大きくなるほど小さく、また、集合財供給のための各構成員一人当りのコスト負担も集団が大きくなるほど小さく、したがって支払わなくてもめだたない、さらに、集団が大きくなるほど組織化費用は高くなるからである。これに対して、小集団ではこうした問題はなく、集合財は実現されやすい。かくして、集合行為問題とは主として大集団において発生するものであり、そこでは各構成員をして集団目的の実現に参加させるためには、強制もしくはなんらかの特別な工夫が必要と主張される。『集合行為論』においては、この主張の例証のためにいくつかの事例があげられる。これによれば、アメリカにおける労働組合の発達は強制加入制や特別な誘因によって実現した。ユニオン・シヨツ

集合行為問題について

プ制やクローズド・ショップ制はアメリカ労働組合運動の初期より存在し、労働組合の発達に不可欠であったという⁽⁸⁾。また、保険事業が普及していなかった時代においては、組合加入者に保険という便益を与えることは、組合加入のための有力な誘因となった。ときには、保険が組合加入のもっとも大きな誘因（オルソンのいう選択的誘因）となり、本来の組合活動がその副産物（by-products）になることもあった。この場合、保険は労働組合の本来の活動ではない。もっとも、かれによれば、保険のような非集合的便益がつねに多数の人々を組合に加入させる誘因として有効であったわけではない。保険事業の普及と拡大に伴って、組合加入の選択的誘因としての保険の有効性は失われた。労働組合の場合、強制加入制が組合の維持と発達のためにもっとも効果的であったとされる。全米医師会（AMA）も、労働組合の場合と同様に、その強制力と非集合的便益の供給によって発達したとされる。すなわち、医師会員でなくなることは、「医療過誤訴訟で他の医師仲間がかれに有利なように証言してくれる機会を失うばかりか、保険医の資格を失うこと」⁽⁹⁾になり、さらに、医師に必要とされる専門情報を得る機会を失うことになる。要するに、集団、とりわけ大集団が組織化され、活動するためには、強制かなんらかの非集合的便益の供与を必要とすると主張する。

ところで、先述したように、集合行為問題は大集団で発生しやすく、これに対して小集団では集合財は実現されるとオルソンは論じる。しかし、かれによれば、小集団においては別のかたちの集合行為問題が存在する。それは過少供給問題である。集団成員の数が相対的に少ないとき、各成員は集合財実現のためにコストを負担する誘因をもつ。しかし、かれらはその財の過少量しか供給しない傾向がある。そして、そのさい、欲求度の高い成員が負担をふつりあいなほどに支払う傾向がある。すなわち、「欲求度の低い成員による欲求度の高い成員の搾

取というおどろくべき傾向がみられる」という。これは次のように説明されよう。先にも述べたように、大集団と比較して、小集団においては各成員にとっての集合財の価値は大きい。そこで、相当の負担を支払っても集合財を実現しようとする成員が出てくる。この場合、他の成員たち、つまり欲求度の高くない成員たちは、集合財の定義から、欲求度の高い成員の負担によって実現された財の便益を受けることができるものの、それ以上の供給を欲しない。かれらは自らコストを支払ってさらに集合財を供給しつづけようとする誘因を**もはや有しない**のである。オルソンは、この問題を同盟や国際組織を例にあげて説明している。⁽¹⁰⁾

オルソンの議論にはさらに注目すべき点もあるが、本稿はかれの議論の紹介を目的とするものではないので、以上にとどめる。ともかく、このようなオルソンの問題提起は経済学の枠をこえて広い反響をよび、さまざまな議論がなされて今日に至っている。政治学者の間でも、批判されたかたちの集団理論・政治過程論研究者にとどまらず、現代政治学に対してより広汎に影響を及ぼしたように思われる。今日に至るまで、政治学者の間では、オルソンの問題提起を継承し、発展させる立場や新しい角度から検討する立場がみられると同時に、批判や反論も次々と提出されている。この小論では、オルソンの問題提起以後の政治学者による議論を筆者なりに整理し、それぞれの主たる論点を検討することにする。そのさい、とくに政治学的な意義という視点を重視するつもりである。

二 集合行為問題の展開

(一) 政治的企業者論

オルソンの問題提起を継承し、発展させる立場の代表的なものとして、政治的企業者(political entrepreneur)論をあげることができる。オルソンは、大集団においては、集合財供給の実現のために成員に選択的誘因を与えなければならないとした。ここで、選択的誘因となるのは、制裁や報酬である。つまり、協力する個人には報酬、協力しない個人には制裁が与えられ、そうすることによって協力を実現し、集合財供給を実現するという。オルソンの議論は、しかし、以上の指摘にとどまっておらず、選択的誘因についての詳細な言及はなされていない。ライカー(William H. Riker)とオードシュック(Peter C. Ordeshook)が指摘するように、「(こうした誘因を与える)リーダーシップが出てくるプロセスは述べられていない⁽¹¹⁾」のである。オルソン自身、一九七一年版の補遺において、選択的誘因を与えるのは企業者の役割であると認めているが、しかし、なぜ、どのようにしてそれを与えるのかには言及していない。

集合財実現のために選択的誘因が必要であるならば、選択的誘因がどのようにして与えられるのかは重要な問題である。とくに、企業者の役割や行動が明確にされなければならない。企業者の役割や行動については、オルソンの問題提起をうけていく人かの政治学者によって論及されている⁽¹²⁾。まず、政治的企業者とは、ライカーとオードシュックによれば、「集合的利益のために活動することによって政治的利潤を追求する人⁽¹³⁾」と定義される。そして、企業者の役割は、各成員に集合行為への誘因を与えることであるという。ライカーとオードシュックは、指

導者（企業者）とそれに従う成員を次のように区別する。⁽¹⁴⁾ 第一に、指導者はリスクをかけるリスクテイカーであるのに対して、成員はリスクをかけないリスクアバーターである。前者はリスクをかけることによってより大きな利潤を求めるが、後者はより安全な選択をしようとする。第二に、指導者は将来志向的である。というのは、集合行為は実現しても、便益を得るのに時間がかかるからである。これに対して、コストはすぐに支払わなければならない。それゆえ、将来のより大きな利益より間近の利潤を重視する人は指導者になりにくい。第三に、指導者は資源の制約から相対的に解放されている。かれは集合行為実現のためにさまざまな資源を駆使できる。すなわち、より多くの情報を有している。また、より多くの資金を調達できるのである。

ライカーとオードシュクは指導者をこのように規定するが、企業者像を明確にただけでは集合財供給実現のプロセスの説明にはならない。どのようなやり方で企業者は集合財供給を実現するかを説明しようとしたのが、フローリック (Norman Frohlich)、オッペンハイマー (Joe Oppenheimer)、ヤング (Oran Young) である。かれらによれば、集合財は贈与、私的財の誘因、課税、そして強奪の四つのやり方で供給される。⁽¹⁵⁾ まず、贈与とは、集合財を高く評価し、自ら進んでコストを負担して実現しようとする少数の人々を集めて集合財を供給することである。これを贈与とよぶのは、当該財は私的財のように生産されるが、生産されるやそれは公共財として集合的に消費される。つまり、非分担者にも利用できるからである。このやり方は、オルソンの議論における集合財の私的供給にはかならない。この場合、政治的企業者は、集合財を欲する人を集め、財供給のための組織化を行う。このやり方には、しかし、限界がある。オルソンも論じているように、この形態の集合財供給は小集団で行われるため、そこに過少供給問題が生じる。レイバー (Michael Laver) は、「企業者はこの状況を変える

ことはできない。それゆえ、自発的な分担にもとづく集合財生産の組織化によって集合行為問題を解決することはできない⁽¹⁶⁾と指摘している。

第二のやり方は、企業者が私的財の誘因をコントロールすることによって、成員の組織化をはかり、集合財供給へのコスト負担を実現させることである。これは、オルソンの議論における非集合的便益の供与による集合行為への参加にほかならない。先述したように、労働組合運動の初期段階における保険が組合加入の誘因となったケースがそうである。このやり方による集合財供給においては、贈与による場合と比べて、企業者の役割が増大する。贈与の場合、成員の自発性が重要であるが、このやり方においては、企業者の側の私的便益を操作する能力が大きな役割をはたすからである。しかし、こうした私的財の誘因による集合財供給にも問題がある。それは、オルソン自身も認めているように、このやり方は集合財の安定した供給になりにくいからである。その理由は、誘因となる私的財評価の不安定性のためである。オルソンの例でいえば、初期における労働組合加入の有力誘因であった保険が、保険産業の成長と普及にもなって魅力を失い、加入の誘因とはならなくなったことがあげられよう。

第三の方法が課税である。これは、合意された分担(税)を強制することによって集合財供給をはかるやり方である。分担しない人に対しては制裁が加えられる。したがって、このやり方では、「税収入を確保するために指導者(企業者)の収集組織は、税の納入よりも高価につく罰を与えることができなければならない⁽¹⁷⁾」とされる。レイバーは、この方法を「合意にもとづく強制権力」に依拠する供給であり、有効と考える。「たとえ処罰にはコストがかかるとしても、分担することより分担しないことの方がずっと高くつく。処罰の脅しはさらに他者を

も分担するようになりたてる⁽¹⁸⁾。そして、「こうしたやり方による費用の調達は、どんな種類の集合財の資金供給にも用いられる。というのは、それはだれかを排除することにまったく依存しないからである⁽¹⁹⁾」という。フローリック、オッペンハイマー、ヤングもこの課税という方法が集合財供給の安定した方式と認めている。しかし、このやり方にも問題がないわけではない。それは、政治的企業者を潜在的独裁者にし、そしてそこで別のかたちの過少供給の危険が生じるからである。

第四の方法は脅迫による強奪である。これは、集団に対して制裁の使用を脅迫することによって集合財供給の資源を獲得するやり方である。課税の場合と異なるのは合意によらない強制権力の発動にある。政治的企業者は、あらかじめ合意されたレベルの分担が得られない場合、個人に対してではなく全体としての集団に制裁を脅迫することによって集合財供給を実現しようとする。レイバーは、しかし、これは最後の手段であり、限られた状況でのみ有効であるとする⁽²⁰⁾。なぜならば、このやり方を続けるならば、集団成員の離脱が続出するからである。

ところで、フローリック、オッペンハイマー、ヤングの議論は、オルソンの提起した集合財供給の問題を政治的企業者の役割や行動に焦点をおいて説明しようとするものである。かれらの議論における集合財供給の四つの方法のうち、贈与と私的財の誘因はオルソンの議論でも言及されており、課税と強奪がかれらの新しい指摘といえる。とくに、課税によるコスト分担が重視され、それは、「すべての当事者に受けいれられるコスト負担の唯一のやり方⁽²¹⁾」と評価されている。しかし、このやり方にも問題がある。先述したように、過少供給の危険である。政治的企業者は、集合財を供給することによって自己利益を増進しようとするが、しかし、必ずしも最適供給をめざす誘因をもたない。「いったんある個人が指導的役割につくや、かれは処罰の適用により、および集合財供

給の不正操作により、かれの利益を増大させる誘因を有する」⁽²²⁾のである。そこで、政治的企業者をどのようにコントロールするか、あるいはどのようにして最適供給を実現させるかという問題が生じる。フロリック、オープンハイマー、ヤングはここで政治的競争によるコントロールを主張する。「政治的競争が集団成員を搾取する指導者の力を制限するであろう」⁽²³⁾とされ、競争のはたす機能が強調される。この議論は、一九七八年に刊行されたフロリックとオープンハイマーの『現代政治経済学』にうけつがれ、さらに詳細に言及される。⁽²⁴⁾ここでは、とくに反対派ないしライバル指導者の役割が注目される。かれらの議論は、このようにして、オルソンが提起した集合財をいかにして実現するかという問題から出発して、集合財供給における政治的企業者の役割、そして集合財の最適供給のための企業者のコントロールへと展開する。政治的企業者、すなわち政治指導者の役割や行動、およびそのコントロールは政治学固有の問題にほかならず、経済学の学問的背景から経済学的な概念やモデルを用いて提起された集合行為問題は、このようにして、政治学者により政治指導者論として議論されるに至っている。

いま述べたように、フロリック、オープンハイマー、ヤングらの議論は、オルソンの問題提起をうけて、それを政治学的に展開したものであることができる。政治的企業者概念は、さらに他の政治学者にも影響を与えている。たとえば、ソールズベリイ (Robert Salisbury) は、オルソンの議論から刺激を受けて、利益集団活動を交換アプローチの立場からとらえようとする。⁽²⁵⁾かれによれば、集団組織者(企業者)と集団成員(顧客)の間には一定の交換関係が成立するとみなされる。そして、利益集団の成立・発達・ロビー活動は、便益に投資する組織者(企業者)と代価(メンバーシップ)を支払ってその便益を得る成員との間の交換関係ととらえることによ

って、より適切に説明できるとする。また、未組織集団における政治家ないし政治指導者を政治的企業者とみる考えもポップキン (Samuel Popkin) らによって提出されている。⁽²⁶⁾それは、「投資モデル」とよばれるものであり、とりわけ投票行動分析に適用が試みられている。政治家ないし政党は企業者、他方、選挙民は投資者とみなされる。選挙民は政治家・政党への投票や支持のかたちで投資を行う。これに対して、企業者としての政治家・政党は便益供給のかたちで投資に対する報酬を支払うとされる。ソールズベリィやポップキンらは、フロリック、オッペンハイマー、ヤングがオルソンの問題提起と示唆をうけて政治学的な立場から企業者論を展開しているのは異なり、集合財供給問題には直接には言及しない。むしろ、かれらは、企業者概念の有用性に注目し、利益集団活動や投票行動の分析に適用しようと試みていると考えることができよう。

(二) ゲーム論的アプローチ

オルソンの提起した集合行為問題をゲーム論的に解釈することによって、問題の構造を明確にし、そして新しい解決法を探求する立場がある。これは、ラッセル・ハーディン (Russell Hardin) の一九七一年論文で主張され、そこでハーディンは集合行為問題は「囚人のジレンマ」ゲームであるとする。⁽²⁷⁾「囚人のジレンマ」はゲーム理論の中でもっともよく知られている非協力ゲームの典型であるが、ここでは、集合行為問題との関連を説明するために、二人の囚人の譬え話 (二人ゲーム) から議論をはじめていくことにする。⁽²⁸⁾まず、次のような状況を想定する。二人の容疑者 A と B が軽微な罪で現行犯として逮捕され、警察の取り調べをうけているとする。警察は両者がより重大な犯罪、たとえば銀行強盗を犯しているとにらんでいるが、立証できないでいる。この状況に

図1 「囚人のジレンマ」ゲームのマトリクス(1)

		B	
		黙秘（協力）	自白（裏切）
A	黙秘（協力）	-1, -1	-10, 0
	自白（裏切）	0, -10	-8, -8

において、二人の容疑者には、自白するか黙秘するかを選択し
 かないとする。そして、両者はそれぞれの行為選択の結果を
 知っているとする。この状況は図1のマトリクスに描くこと
 ができる。利得は刑の長さで表わされる。

A、Bともに黙秘（相互に協力）した場合、重大犯罪は立証
 されず、両者は軽微な犯罪で一年の懲役となる。Aが自白し、
 Bが黙秘を続ける（AがBを裏切る）場合、Aは共犯証言で
 釈放になるのに対して、Bは懲役一〇年の刑をうける。Bが
 自白し、Aが黙秘を続ける場合はその逆である。A、Bとも
 に自白する（両者が裏切る）場合、警察に対して協力的とい
 うことで若干の減刑をうけるが、重大な犯罪のゆえに、両者

は八年の懲役となる。A、Bの二人にとっても都合のよい選択は両者とも黙秘すること、すなわち協力す
 ることである。この場合、両者の利得合計は、 $(-1) + (-1) = (-2)$ となり、他のどの場合よりもよい。し
 かし、一方が黙秘を続け、他方が自白した場合、黙秘した方は一〇年の懲役、自白した方は釈放になり、黙秘し
 た方には非常に厳しい結果となる。そこで、両者が自己の利得中心に行き選択をするならば、自白することにな
 る。この場合、両者の利得合計は、 $(-8) + (-8) = (-16)$ となり、もっとも低い。この譬え話は、A、B
 がお互いに協力することによって両者にとって望ましい結果（集合財）を得ることができるとは、協力せず自己の

個人的利得を追求すると、結果的に両者にとって望ましくない事態におちいる状況を示している。それは、現実世界のジレンマ状況でもある。よくあげられるのが軍備拡張競争である。二つの大国があり、両国にとって軍縮（協力）が望ましい。しかし、自国は軍縮し、他国が軍拡という事態は回避しなければならない。こうして、各国が自国の利得を追求すると、結果的に軍拡に向わざるをえない。すなわち、ジレンマ状況におちいる。「囚人のジレンマ」に類似した譬え話として、「共有地の悲劇 (the tragedy of the commons)」が公共財との関連でよく引用される。これは、ギャレット・ハーディン (Garrett Hardin) によってとりあげられた寓話である。⁽²⁹⁾ だれにでも開放されている共有の牧草地があるとす。牧畜業者はできるだけ多くの自己の家畜をその牧草地で飼育し、利益をあげようとする。しかし、その牧草地の飼育能力には限界がある。つまり、牧草や水は無限ではない。ある時点すなわち牧草地の飼育能力を越える数の家畜が追加される時点から、追加された一頭当りの産出（ミルク、肉など）は減少しはじめる。しかし、各自が追加した一頭のもたらす利益はその牧畜業者にもたらされるが、過剰飼育による産出の減少はすべての牧畜業者に及ぶ。各牧畜業者当りの産出の減少分はわずかであるので、家畜を次々と追加して利益をあげようとする。この傾向は共有地が飼育能力を失うまで続く。これが「共有地の悲劇」である。お互いに協力せず、各自が自己利益を追求すると、全員にとって望ましくない結果となる状況を表わしている。この寓話は、環境汚染、海洋資源の乱獲、エネルギー資源の涸渇など今日の問題状況を示しているともみなされよう。共有の牧草地を集合財と考えるならば、これは集合行為問題にほかならない。さて、ゲーム的狀況として集合行為問題をとらえると、どのような解決法をみいだすことができるのか。レイバー、テイラー (Michael Taylor) の議論を手がかりに考えてみよう。また、オルソンの議論に直接には言及

集合行為問題について

していないが、鈴木興太郎は、経済学的な立場から「協力編成の構成原理」を検討しており、集合行為問題にも有益な示唆を与えているので、かれの議論もとりあげてみよう。まず、レイバーは、「もし囚人のジレンマが同じプレイヤーによってくりかえされるならば、そしてもし連続線上のある点ですべての以前と同じ動きが各プレイヤーに知られているならば、そのとき、かれらはスーパーゲームを演じている」ことになるとし、スーパーゲームによる解法を指摘する。⁽³⁰⁾つまり、一回かぎりではなく、くりかえしゲームを演じることにより、各プレイヤーは協力した方が協力しない場合よりも相互に利益になることを知るのである。鈴木はこの解法を次のように説明する。「囚人のジレンマの原ゲームでは考慮されていないが、協力と対立の両要素を含む現実の状況において重要な考慮事項となる第一の要因は、時間の経過を通じてのプレイヤー間の動的相互作用である。実際の社会・経済ゲームが一回限りのプレイで終ることはむしろ稀であって、殆ど類似の状況が繰り返し登場し、かようなゲームの反復過程を通じて、プレイヤーはお互いの過去の実績を観察することから学習したり、相手に「教訓」を与えたりしつつ、自己の最適な行動を模索して行くもののように思われる」。⁽³¹⁾「囚人のジレンマ」ゲームのくりかえしの効果は実験的にも証明されている。ラポポート(Anatol Rapoport)とチャマー(Albert Chammah)は七〇組のペアのミシガン大学生に三〇〇回続けて「囚人のジレンマ」ゲームをプレイさせた。その結果は、「最初の総趨勢は裏切りの増加である。しばらくして回復が働きだし、協力的反応の頻度が増える」と報告される。⁽³²⁾つまり、ゲームをくりかえすことによって、裏切りよりも協力が増えていくとされるのである。

テイラーは、「囚人のジレンマ」としての集合行為問題の解決のための戦略として、条件付協力が考えられるとする。かれによれば、集合財生産のためある期間に協力が必要なとき、各合理的個人は条件付協力戦略を採

用しうる⁽³³⁾。これは、「もしあなたがここで私に協力するならば、私は次のときにはあなたに協力するであろう。もしあなたが協力しないならば、私もしない」とする戦略である。鈴村によれば、これは「囚人のジレンマ」のメタゲーム解法である。かれは、先の「スーパーゲーム解法の本質的特徴は、分析のフレームワークを拡大して、プレイヤーの戦略選択に相互作用の可能性を導入した点にあった。メタゲーム・アプローチの最大の特徴もまたプレイヤーの戦略選択を他のプレイヤーの戦略選択に依存させるという点にある⁽³⁴⁾」という。たとえば、軍備拡張競争を考えてみよう。どのプレイヤー（国）も軍備拡張を望まず、軍備縮少を望んでいるとする。しかし、自分だけ軍備を縮少して、他者が軍備を拡大する事態は回避しなければならない。ここで、「もしあなたが軍備を拡張せず縮少するならば、私も縮少するであろう」という条件付協力戦略が有効になる。このばあい、各プレイヤーは裏切ることによって、つまり軍備を縮少せず拡大することによって、相手に対して軍事的に優位にたつことができる。しかし、それは短期的な利益である。長期的にみると、この裏切りは割にあわないことを知るであろう。裏切りはゲーム自体を崩壊させてしまうからである。長期的には協力することが望ましい。

ところで、テイラーによれば、集合財供給のための分担への条件付合意（もし他のすべてが分担するならば、自分も分担する）は、次の二つの重要な条件が満たされているばあいに可能となる⁽³⁵⁾。第一は集団の規模が相対的に小さいことである。集団規模が小さいほど、相互の監視ができ、裏切りを防止することができる。第二は、ゲームの特定の利得によって決定される裏切りの便益は、将来の便益（集合財の実現）に比べて小さいことである。すなわち、協力によって生じる将来の集合財供給の便益が裏切りによる利得よりも十分に大きくなければならない。したがって、集団メンバーの中に将来志向の人が多いほど、そして将来の効用を割びくことが少ないほど

ど、条件付協力は得やすい。すなわち、「囚人のジレンマ」からの脱出が可能となる。

ところで、上述の条件付合意が成立するための条件についてのテイラーの議論は、オルソンの「大集団よりも小集団で集合財は供給されやすい」という指摘に類似している。第一の条件はまったく同一であるが、第二の条件についても、この条件がよく適合するのは小集団であることは明白である。つまり、テイラーの議論においても条件付合意が成立しやすいのは小集団ということになる。

これまで、「囚人のジレンマ」状況の解決のためには、スーパーゲーム解法とメタゲーム解法があると述べてきたが、さらに、鈴木は、「社会契約」による解決を指摘する。かれによれば、「囚人のジレンマは個別的利害の孤立的合理的追求が社会的非最適性にみちびかれる状況をモデル化したもの」であり、それゆえ、「この囚人のジレンマが悲劇的結末をもたらすのは、このゲームが非協力ゲームとして、すなわち、拘束的な協力契約を結ぶことを許さないというルール上の制約のもとでプレイされるからである」⁽³⁶⁾。そこで、かれは、「囚人のジレンマ状況の解消は、社会的ゲームのルールを変えて、非協力ゲームを協力ゲームへと転換することによって果たされる」⁽³⁷⁾という。そして、鈴木は、「拘束的な社会契約を締結するという決意は、ゲームから退出する自由・集団的決定にコミットすることを避け、孤立を維持する自由を放棄することになるという」⁽³⁸⁾。先にあげた「共有地の悲劇」の寓話でいえば、牧畜業者は各自が自己利益の増大を求めて勝手に家畜を増したりせず、話し合いをし、相互に調整し、そして一定の取り決めを結ぶことを意味する。すなわち、アナキーな状態から制度化へと移行するのである。レイバーは、「囚人のジレンマ」からの脱出の方法としてゲームの外にいる第三者の役割を重視する。かれによれば、プレイヤー間の協力を実現するために、両者に拘束的な合意を与えるものの役割が必要である⁽³⁹⁾。

アナーキーな状態から制度化への移行は自動的に行われるわけではない。ホッブスはこのような状況における主権者の役割を説いていることで知られる。テイラーも指摘するように、ホッブスのいう自然状態、すなわち「万人の万人に対する闘争」状態は、まさに「囚人のジレンマ」状況である。この自然状態を脱し、安全と平和を実現するために「コモンウェルス（国家）」の存在が必要とされる。「人々が外敵の侵入から、あるいは相互の権利侵害から身を守り、そしてみずからの労働と大地から得る収穫によって自分自身を養い、快適な生活を送っていくことを可能にするのは、この公共的な権力である。この権力を確立する唯一の道は、すべての人の意志を多数決によって一つの意志に結集できるよう、一個人あるいは合議体にかねらの持つあらゆる力と強さを譲り渡してしまうことである。⁽⁴⁰⁾」ここで表明されているのは契約による主権論であるが、説かれているのは単なる主権者の存在ではなく、「地上の神」ともいえる絶対的な権力を有する一個人あるいは合議体である。「それが地上の神と呼ばれるのは、コモンウェルスに住むすべての個人によって与えられたこの権限を持って彼は自分に付与された強大な権力と強さを生かし、国内の平和を維持し、そして団結して外敵に対抗するために、人々を威嚇することによって多くの異なった意志を一つに結集させることができるからである。⁽⁴¹⁾」先述した「共有地の悲劇」の譬えにみられるような状況においても、なんらかの外部的権威ないし第三者の役割が要請されよう。このようにして、「囚人のジレンマ」状況としての集合行為問題を解決するためには、権威ないし政府の役割あるいは介入が必要とされる。集合行為問題へのゲーム論的アプローチは、政治指導者論や政府論などの政治学の固有の問題領域とかかわってくるのである。

(三) 批判・反論

これまでは、オルソンの問題提起を肯定的にうけとめ、それを継承・発展させる立場および新しい角度から検討する立場をとりあげてきた。しかし、オルソンの議論に対しては肯定的評価のみなされているわけではない。むしろ、かれによって批判されたかたちの集団理論家・政治過程論研究者からは、反論やオルソン批判が活発に提出されている。オルソンは単純な仮定に基づく明快な演繹ロジックで従来の利益集団論の「誤り」を指摘したが、利益集団研究者の側からも、オルソンのロジックや議論に対する批判・反論が数多く出されている。ここでは、それらの主なものをいくつかの論点に分けて検討してみよう。

まず、行動誘因についてのオルソンの考えに対する批判をとりあげよう。オルソンは、個人が集団や組織に入るするのはその利益を増進するためであると考えた。かれは、社会心理学者のフェスティンガーを引用して、「集団構成員をひきつけるものは、純然たる帰属意識ではなく、むしろ構成員であることによって何事かを獲得することに⁽⁴²⁾ある」とする。たとえば、労働組合は組合員の賃金と労働条件の向上のために活動することを期待される。たんに組合員であることの喜び（帰属意識）ではなく、賃金の増額とよりよい労働条件を獲得するために労働組合に加入すると考えられるのである。この場合、賃金の増額と労働条件の改善が労働組合の共通利益であり、集団としての労働組合の集団目的となる。

このような考えに対して、ウイルソン (James Q. Wilson) は次のように批判する。⁽⁴³⁾ オルソンの考えは決して間違っているわけではない。ことに労働組合についてはかれの考えは適用しうる。しかし、すべての組織に妥当するとはいえない。「(かれの)理論はすべての組織に当てはまるのではなく、経済的な目的(つまりメンバー

の利益を増進させるという目的)をもった組織にのみ適用されうると反論することができる⁽⁴⁴⁾と指摘する。ウイルソンが問題にするのは、個人の利益を増進するために組織に加入するという考え方である。「はたして組織に入ろうと思っている人がつねにその基準で決意すると考えてよいであろうか・・・自分がそんなに組織に貢献できるわけでもなく、また組織から利益をうけるわけでもないのに組織に入る人たちがいるのである」⁽⁴⁵⁾。ウイルソンによれば、「さまざまな理由から人々は組織に加入する。地位のために入る人もいれば、金のため、権力のため、あるいは罪悪感に駆られて入る人もいるし、友人に誘われて断わりきれずに入る人もいる」⁽⁴⁶⁾。ウイルソン自身は、組織加入の誘因を三つに分類している⁽⁴⁷⁾。第一は、物質的誘因である。これは金銭などの報酬を求めて加入するタイプである。第二は連带的誘因である。これは友情、地位、名誉あるいは活動の固有の報酬のような参加自体から得られる満足を求めるタイプである。そして、第三は目的的誘因である。これは、組織の目的達成に貢献するという満足感からくる目にみえない報酬である。なんらかのイデオロギー、道徳律、あるいは宗教に由来するとされる。ウイルソンによれば、個人の組織加入誘因はこのように多様であり、それぞれ異なっている。このことは、当該組織が加入メンバーを拘束したり、命令したりする強さの度合も異なっていることを意味する。また、組織の目標がどれだけ重要であるかも加入誘因のちがいによって異なってくる。したがって、個人合理性と集団目的の衝突という事態はつねに生じるとはいえない。

オルソンの集団加入誘因の考えに対する批判はウイルソンにとどまらない。バリー (Brian Barry) は、ウイルソンとほぼ同時期にオルソンの説く誘因が制約的であると批判している⁽⁴⁸⁾。最近では、モー (Terry Moe) がウイルソンやバリーの批判をうけついでオルソンの問題点を指摘している。モーは、「オルソンの研究は利益集

団の理論をめざすこれまでの試みの中でもっとも有益なステップである。しかし、それは批判を受けやすい。主にその行動期待が個人的選択を構造づける情報と価値についてのきわめて制約的な仮定に由来するからである⁽⁴⁹⁾と述べている。モー自身、加入誘因についてはウイルソンに依拠しているが、さらに経験的にオルソンの議論の問題点を指摘する。たとえば、合衆国商業会議所と全国製造業者協会の調査では、むしろ、目的誘因（すなわち、イデオロギーや責任意識）がこれらの集団におけるメンバーシップのための主要な誘因であった。また、イギリス工業連盟についての最近の研究によれば、多くの会社が選択的便益のためというよりはむしろイギリス工業連盟が提供する集合財のゆえに加入するとされる⁽⁵⁰⁾。つまり、オルソンの説明とは反対に、選択的誘因よりも集合財や集団目的への賛成から加入する傾向が存在するというのである。オルソンにおいては、集団がその成員をして集団目的達成活動に参加させるためにはなんらかの特別な誘因（選択的誘因）が必要であるとされた。これに対して、モーは成員の中にある目的誘因が集団目的達成活動に参加させることがあるとする。かれは、このようにして、とりわけ非経済的集団にとって集団目標がメンバーシップのための典型的に重要な誘因であることは疑いないと論じている。⁽⁵¹⁾

同様の主張は、政治学者に限らず経済学者によってもなされている。日本語訳『集合行為論』に対する書評において、宮本光晴は、強制あるいは個人的便益が組織化の手段として有効であることを認めつつも、集団成員の集合的合意の重要性を説く。かれによれば、「集団による集合的便益の達成も、それが組織された集団によってなされるものである以上、集団成員の集合的合意と切り離すことはできないはずである。というよりも、潜在レベルに留まる集合的合意がある具体物に向けて顕在化させる対象として集合的便益がもち出されるのである。こ

集合行為問題について

個人(A)

支払

不払

図2 集合材供給のケース(1)

		他者(9人)	
		支払	不払
個人(A)	支払	1, 1	-1, 0
	不払	0, -1	0, 0

図3 集合財供給のケース(2)

		他者(9人)	
		支払	不払
個人(A)	支払	1, 1	-2, 0
	不払	3, 1	0, 0

の意味で、集合的便益は団員間の共通の目標となり、ひいては組織された集団を統合するシンボルとなる⁽⁵²⁾。つづいて、ゲーム論的解釈への批判をとりあげよう。先述したように、オルソンの問題提起をうけつぐ人たちによって、集合行為問題は「囚人のジレンマ」ゲーム的状况であるとされた。キンバー(Richard Kimber)はこの見解に対して疑問を表明する。かれは、集合財供給をめぐる問題状况が必ずしも「囚人のジレンマ」になるとはかぎらないと主張する⁽⁵³⁾。以下、かれの主張するケースをとりあげてみよう。

図2と図3は集合財供給のゲーム的状况を示している⁽⁵⁴⁾。ハーディンが提出したものは次の点で異なっている。

まず、二人ゲームではなく、N人のゲームとなっていること、そしてコスト負担が加えられていることである。図2のケース(1)は、一〇人のメンバーから成る集団における一〇ドルのコストのかかる集合財供給を示す。各メンバーはそれぞれ財を二ドルと評価し、そしてそのために各々が一ドルずつ負担する。このばあい、一〇ドルにならないと集合財は供給されない。ケース(1)のマトリクスは、Aの利得と他の九人の一人当たりの利得を表わしている。左上のマトリクスからみてみよう。このばあい、全員が支払うので、一〇ドルが集まり、財は供給される。純便益はAも他の九人もともに一ドルである。右上のマトリクスでは、Aは支払うので一ドルは集まる。しかし、他の九人が支払わないので、財は供給されない。純便益は、Aは(一〇)、他の九人は各人が〇と表示される。左下のマトリクスでは、Aは支払わず、他の九人は支払うので、九ドルが集まる。しかし、財は供給されない。純便益は、Aは〇、他の九人はそれぞれ(一〇)である。右下のマトリクスでは、だれも支払わないので、負担金額は〇ドルである。財は供給されない。純便益は全員が〇と表示される。これは明らかに「囚人のジレンマ」ではない。全員が支払うときのみ、財のコストをカバーしうるので、利得の配列が生じる。このゲームは、集合財が供給されなくても、必ずしも現状よりひどく悪くはならない状況を示しているのである。

図3のケース(2)は、同様に一〇人のメンバーから成る集団における一五ドルのコストを要する集合財供給の状況を示している。各メンバーはそれぞれ財を三ドルと評価し、そしてそのためにそれぞれが二ドルずつ負担する。このばあい、一五ドルになれば、集合財は供給される。したがって、八人以上が支払うならば、集合財は供給される。一人の個人の不払いが自動的に財の不供給をもたらすことにならない状況を表わしている。これも明らかに「囚人のジレンマ」ではない。Aが支払わなくても、他の九人は支払うので、集合財は供給され、純便益を獲

得できるからである。

この二つのケースは、個人合理性の追求が全体の状況をより悪くすることのない事態を表わしている。すなわち、「囚人のジレンマ」ではない。集合財供給は必ずしも「囚人のジレンマ」的状況ではない、とキンバーは指摘する。かれは、さらに、大事なことは集合行為問題が「囚人のジレンマ」であるかどうかということではないという。かれは、「個人の見地を集合的帰結に一般化するために用いられる議論は無効である」と主張する。⁽⁵⁵⁾ 3のケース(2)を考えてみよう。Aは、左上と左下のボックスの間で選択する。これまでのアプローチでは、Aは左下を選び、このことはAが支払わないことを選択すると解される。しかし、それは正確にはAの選択ではない。正確には、Aは、「自分は支払わない。しかし、他者は支払う」ことを選択しているのである。この状況を他者(九人)に次々とあてはめてみよう。A₁は支払わないが、A₂、A₃……A₁₀は支払う。A₂は支払わないが、A₁、A₃……A₁₀は支払うというかたちになる。要するに、かれらの各々は支払わないことを好み、他者に支払わせることを選ぶのである。このように述べて、キンバーは、「このような状況は各個人の視点を表わしているが、全員の選択についてはなにも結論できない」とし、結局は、供給の確実性に帰着するという。⁽⁵⁶⁾ ゆえに、「囚人のジレンマおよびその伝統的解釈は集団分析に対して満足すべき基礎を与えない」と批判される。

さらに、キンバーは集団規模による説明に疑問を表明し、オルソンの論理の「誤り」を指摘しようとする。⁽⁵⁷⁾ オルソンは集合財供給は集団規模の関数であり、小集団では供給されるが、大集団では供給されないとした。キンバーはこの論理に問題があるとする。すなわち、オルソンはすべての個人に対して同一の利己的計算を仮定していない。大集団のある個人が離脱を決意するのは、自己の分担額は小さいので、自分が離脱しようとしまいが、

大勢に影響を与えないと考えるからである。つまり、自分が離脱しても集合財は供給されるであろう。というのは他者は残って負担すると推測するからである。では、なぜ他者はその個人と異なる行動をすることになるのか。なぜ他者もその個人と同様に離脱することにならないのか。問題は離脱しようとする個人の知覚であって、集団規模ではない。キンバーは、「集団規模そのものは、成員が集団にとどまる、あるいは離脱することとは必ずしもつながらない。オルソンの誤りは集団の規模が関係すると規定したことにある⁽⁵⁸⁾」と論ずる。そして、キンバーは次のように主張する。オルソンの論理では、「他者は自分と異なって非合理的に行爲し、集団にとどまる。したがって、自分一人離脱しても財は依然供給されるであろう。自分は離脱する」ということになる。これは非現実的で誤まった仮定である。むしろ、「他者も自分と同じように動機づけられて行爲する。自分が離脱を意図している以上、他者も離脱しようとしているはずである。そう考えると離脱できない」とするのが現実的な論理である。キンバーは、この論理から、「自己も他者も離脱しない」、したがって、財は供給されるという。

個人が集団を離脱するかどうかは、離脱してもなおかつ集合財が供給されるばあいである。すなわち、集合財の供給が確実であるばあい、離脱する。他方、財の供給が不確実であるばあい、離脱しない。現実には、財の供給は不確実である（他者も自分と同様に動機づけられているので）、したがって、集団にとどまり、集合財は供給される。オルソンのいう集合行爲問題は特殊なケースにとどまる。これがキンバーのオルソンに対する反論である。先述のゲーム論的アプローチに対する批判でもみられたが、かれの基本的論点は不確実性の及ぼす影響を強調しているところにある⁽⁵⁹⁾。

不確実性にかんする議論はモーによってもなされている⁽⁶⁰⁾。かれは、オルソンモデルの制約の一つは完全情報の仮

定にあるとし、完全でない情報、つまり不完全情報のもとでの集団形成のあり方に言及している。そこでは、大集団であっても、指導者の情報操作によって成員の組織化が可能であると論じている。現実的には、情報操作により集合財供給の不確実性を成員に伝えたり、あるいは成員の誘因を刺激したりすることによって、集合財供給がはかれるとする。モーは、大集団はオルソンが主張するほど不利なわけではなく、むしろその特性を生かすことによって成員をひきつけることができると論じている。

三 むすびにかえて

——政治学的意義の確認——

本稿では、一九六五年に刊行された著書におけるオルソンの問題提起をうけて展開されたいくつかの議論、とくに政治学者によって展開された議論を筆者なりに整理し、その主要論点をまとめることを試みた。いうまでもなく数多い著作のすべてに言及しえたわけではなく、筆者が入手しえたかぎりでの主なものとどまる。また、集合行為問題にかんする議論は終了したわけでも、決着がついたわけでもなく、進行中の事柄に属する。したがって、筆者の整理と検討の試みも現段階におけるという限定的なものにすぎない。

本稿では、オルソン以後の議論を政治的企業者論、ゲーム論的アプローチ、批判・反論の三つの立場に分類した。前二者はオルソンの問題提起を肯定的にうけとめ、それを継承・発展させる立場と新しい角度から検討する立場であるのに対して、後者はオルソンの主張に対する批判・反論の立場である。ここでは、これらの立場の主要論点を検討し、オルソンが提出した問題の意義を政治学的に確認することにした。

政治的企業者論は、オルソンにおいてほとんど言及されなかった集合財供給に至る現実的プロセスを論じており、オルソンの問題提起を発展的に継承するものといえよう。オルソン自身、一九七一年版の補遺において、「集合財の供給における企業者精神という概念を本書で展開したモデルに結合させることは、当モデルに矛盾しないし、あるいはその結論の妥当性を損うことにはならない。むしろ、そのことは、議論をさらに豊かなものとし、組織のリーダーシップや変動の研究に良質の道具を提供する⁽⁶¹⁾」と評価している。集合財供給の実現という役割を担う政治的企業者の概念は、これまで政治学においてとりあげられてきた政治指導者論と重なり、議論はより政治学的に展開されうる。ことに、最適供給の実現という問題は、指導者のコントロールないし民主的指導者の実現としてとらえることができよう。しかし、これまでのところ、政治的企業者の役割やコントロールについては、理論的説明が十分になされているとはいえない。また、企業者概念を用いた分析もアナロジーの段階を越えていないように思われる。

ところで、この問題、すなわち集合財（公共財）の最適供給は、同時に公共経済学の領域における重要なテーマでもある。たとえば、ティボー（C. M. Tiebout）のいわゆる「足による投票（voting with one's feet）」⁽⁶²⁾も政治的企業者をコントロールする方法と評価されよう。それは、住民は地域間移動、すなわち各地方政府に対する「足による投票」により、その公共財についての評価を顕示するというやり方である。これにより、公共財の過少供給や過大コスト負担を防止できるという。地方政府間での対住民サービスの不均衡やある地方政府における住民のコスト負担に対するはなはだしい公共財の過少供給が生じたばあい、住民は当該地域を離れ、よりましな政府のある地域に移動する。住民の移動ないし流出の続出は、当該地方政府担当者にその公共財供給やコス

ト負担のかけ方について重大な反省を迫まることになる。

ティボーのこの考え方は、ハーシュマン (Albert Hirschman) の組織の衰退からの回復メカニズムの議論につながる場所がある。ハーシュマンは、もともと開発途上地域の経済発展過程における諸問題、とりわけその阻害要因の実証的研究者であるが、その経験がかれの \wedge 退出・抗議 \vee アプローチとなって結実した。⁽⁶³⁾ かれは、組織や集団が衰退ないし危機的状況におちいったとき、当該組織・集団を活性化し、危機を克服する方法として、 \wedge 退出 \vee と \wedge 抗議 \vee の二通りのメカニズムがあるとみる。 \wedge 退出 \vee とは、構成員が当該組織・集団を離脱して他に移ることにより、指導者に不満を伝えることであり、 \wedge 抗議 \vee とは、構成員が指導者に個人的あるいは集団的に口頭、文書、その他の手段により不満を伝えることである。構成員の \wedge 退出 \vee や \wedge 抗議 \vee を知った指導者は、当該組織・集団が衰退ないし危機的状況にあることを認識し、なんらかの対応に着手する。この \wedge 退出 \vee ・ \wedge 抗議 \vee のメカニズムがうまく働かないとき、指導者の対応がなされなかったり、あるいは回復努力が遅れ、一層事態を悪化させることになる。このような \wedge 退出・抗議 \vee のメカニズムも政治指導者をコントロールする方法と考えることができる。⁽⁶⁴⁾

すでにくりかえし述べたように、政治的企業者論はすぐれて政治学的テーマであるが、このように経済学の側からも注目すべき議論がなされている。それらは政治学の議論に新しい視点を与え、そしてその内容を豊かにしてくれるように思われる。政治的企業者論は理論として未成熟であり、さまざまな問題点はあるものの、発展性のある研究領域と考える。

ゲーム論的アプローチは、集合行為問題への新しい視点からのアプローチであり、それは問題をゲーム的構造の集合行為問題について

としてとらえることにより、明確化することに役立つ。これは、また、数理的再構成の方向とみることもでき、集団行動の数理的アプローチの可能性を導びくと評価することもできよう。政治学における数理的アプローチは、投票行動の領域でのダウンズモデルなど若干の領域で開拓されてきているが、現在のところ、必ずしも広い領域に及んでいるとはいえない。集合行為問題のゲーム論的アプローチは数理政治学の新しい可能性の開拓となるかもしれない。

しかし、現下の議論をみると問題点がないわけではない。「囚人のジレンマ」状況からの脱出方法として、本稿では三つの解法をとりあげたが、それらは必ずしもゲーム論的アプローチ独自のものとはいえない。テイラーの説くメタゲーム解法、すなわち条件付合意による解決は小集団において有用とされた。すでに述べたごとく、小集団において協力が得やすいことはオルソンによってもくりかえし指摘されている。また、社会契約による解決も、政治的企業者の役割についての議論と共通するところがある。より重大なことは、集合行為問題をゲーム論的にとらえることが妥当かどうかという疑問である。このような問いかけは、本稿でもとりあげたように、キンバーによっても提出されている。ここでは、それとは異なる視点から疑問を出してみたい（キンバーのオルソン批判の検討は後述）。次のような利得のマトリクスをもつゲームを考えてみよう。これは、図1で示した「囚人のジレンマ」ゲームの利得マトリクスを一部変形したものである。すなわち、左上のマトリクスが変えてある。

このゲームにおいても、A、Bともに左上のマトリクスを好むとされる。しかし、それは個人の視点からではなからうか。二人のプレイヤーの利得を合計すると、左上のマトリクスは、 $(-6) + (-6) = (-12)$ である。他

図4 「囚人のジレンマ」ゲームのマトリクス(2)

B

		協力	裏切
A	協力	-6, -6	-10, 0
	裏切	0, -10	-8, -8

集合行為問題について

方、右上と左下のマトリクスは、 $0 + (-10) = (-10)$ である。二人の集団としては、右上と左下のマトリクスの方が左下のマトリクスよりよいということにならないのか。二人のプレイヤーの状態がよくなることと、集団としてよくなることが一致しない事態があるのではないか。問題であるのは、ゲーム論的解釈においては、集団と良いながら、結局は個人に還元されているのではないのか。筆者は、集合行為問題のゲーム論的アプローチを否定するものではなく、むしろ、先に述べたように、新しい視点と可能性をもつと評価したいと考える。しかし、このアプローチには、いま述べたような問題点のあることを留意する必要がある。

つづいて、オルソン批判およびオルソンに対する反論を検討してみよう。まず、ウィルソンやモーらの集団加入誘因の議論を考えてみよう。かれらは利益集団の実証的研究者であり、経験的現実立脚して議論を展開しているところに特徴がある。かれらは、オルソンが前提としている集団加入誘因は制約的であり、現実には他の誘因もありうる和思考する。個人は必ずしも物質的誘因だけではなく、他の誘因、たとえば参加自体の喜びや集団目的達成の満足感も重要であり、それゆえ、なんらかの特別な便益がなくとも集団目的のために努力することはありうるとする。そして、オルソンのいう集合行為問題はむしろ特殊的ケースであると論じる。現実に多く

の集団が存在し、そして活動を続けているのである。かれらの批判は、オルソンの主張の全面的否定というよりは、その一般性・普遍性を否定し、その限定性・制約性を指摘するところにある。

オルソン自身は、しかし、自己の理論の普遍性を強く意識しておらず、むしろ適用しえないケースもありうると考えている。かれは「理論それ自体は、論理的には特に対象を限定しないという意味で一般的である。すなわち、共通の目標に関心を持つ合理的個人が存在しさえすれば、理論は適用可能である」としつつ、「さらに、この理論が他の非経済的ロビーの研究に特に有効といえないことも明らかである。たとえば、この理論は、慈善的ロビー——つまり、そのロビーを支持する集団以外の集団のために活動するロビー——あるいは宗教的ロビーを問題にするとき、必ずしも十分な説明力をもたない。慈善的ロビーや宗教的ロビーでは、個々の会員の目的および利害と、組織の目的および利害との関係が大変に微妙で曖昧なために、本書で展開したような理論をもってしては、それに対する洞察は十分ではないのである。」⁽⁶⁵⁾と述べている。経験的現実⁽⁶⁵⁾は複雑であり、多様である。オルソンのように比較的単純な仮定から出発して展開される演繹ロジックでは説明しきれない部分もあるであろう。ウイルソンやモーが指摘するように、経験的にみれば、オルソンの主張するような問題があてはまらないケースは少なからずあるかもしれない。

しかし、そのことはオルソンの問題提起の重要性や普遍性を減じることにはならないと考える。現実には、わが国においても、労働組合の組織率の低下や集団活動への不参加などの問題が深刻化している。社会集団のレベルにとどまらず、「共有地の悲劇」の寓話に示されるような現象は、経済成長、工業化、都市化などに伴って日常的にも発生し、われわれの市民生活に重大な影響を及ぼしている。個人合理性と集団目的の衝突という事態は今

日的に重大な問題である。その意味で、オルソンの問題提起を過少評価することはできないように思われる。

次に、キンバーのオルソン批判、とりわけかれの不確実性の議論を考えてみよう。キンバーによれば、個人が集団活動に参加するかどうかは、集合財供給の確実性の関数であり、オルソンの行為前提や集団規模によるものではない。したがって、オルソンの議論は誤っていると批判する。たしかに、キンバーが主張するように、オルソンは不確実性の議論を展開しておらず、完全情報かどうかにも言及していない。しかし、このことはキンバーの批判が妥当するということにはならない。オルソンの議論では、個人は自己の貢献があってもなくても、集合財は供給されると考えるから、その個人はフリーライダーになる。大集団としての国家を考えてみる。国家の施策（集合財）は予測でき、しかも実現の確実性は高い。そして、自己が負担しなくとも大勢に影響を及ぼさない。そう考えて、個人はフリーライダーになる。そのような個人の続出を防止するために、なんらかの強制が必要になる。これに対して、小集団においては、自己の負担がなかったばあい、集団活動は大きな影響をうけ、ひいては集合財供給はできなくなると予測される。したがって、負担する。このように、不確実性の問題はオルソンの論理と矛盾するものではない。

以上において、オルソンの問題提起をうけて展開された議論、政治的企業者論、ゲーム論的アプローチ、およびオルソン批判・反論を筆者なりに検討し、政治学的意義の考察を試みた。最後に、この小論では強調しなかったオルソンの問題提起のいま一つの重要な意義を確認しておきたい。モーは、オルソンを批判しつつも、「オルソンの研究は利益集団についての学問的思索に革命的なインパクトを与えた。かれは、新しい概念を前面におし出し、フォーマルなアプローチの可能性を強調し、そして伝統的な視点に挑戦した」と評価している。⁽⁶⁶⁾オルソン

の議論は、従来の集団理論家の暗黙の前提に対する理論的批判から出発しており、それは集団研究を中心とする政治学者に衝撃を与えたといつてよい。かれの問題提起をうけて、集団と個人の関係や集団形成の議論が理論と実証の両面で一層活発に展開されることになる。本稿でとりあげた議論はその一端である。オルソンの問題提起を肯定するにせよ、否定するにせよ、かれの研究を契機として政治学における集団理論の精緻化が一層進んだことはまちがいない。この点だけをとりあげても、オルソンの現代政治学に与えた意義は少なくないと考える。

注

- (一) 政治経済学の分野の主要業績を発表順に掲げよう。 *The Economics of the Wartime Shortage* (Duke University Press, 1963); "Rapid Growth as a Destabilizing Force," *Journal of Economic History* XXIII (December 1963), 529—52; *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups* (Harvard University Press, 1965); *An Economic Theory of Alliance* (A Rand Research Monograph, 1966), (with Richard Zeckhauser); "Economics, Sociology, and the Best of all Possible Worlds," *The Public Interest* (Summer, 1968), 96—118; "The Relationship Between Economics and the Other Social Sciences," in *Politics and the Social Sciences*, S. M. Lipset, ed. (Oxford University Press, 1969), 137—162; "The Efficient Production of External Economics," *American Economic Review* LX (June 1970), 512—517 (with Richard Zeckhauser); "Increasing the Incentives for International Cooperation," *International Organization* XXV (1971), 866—874; "Evaluating Performance in the Public Sector," in *The Measurement of Economic and Social Performance*, Studies in Income and Wealth, Vol. 38, National Bureau of Economic Research (Columbia University Press, 1973), 355—384; "The Priority of Public Interest," in Robin Marris, ed., *The Corporate Society* (Macmillan, 1974), 294—336; "Ignorance and Uncertainty," in *Proceedings of the Society for General Systems Theory*, 1975: "The Political

- Economy of Comparative Growth Rates," in *U. S. Economic Growth from 1976 to 1986*, Vol. 2, Joint Economic Committee, Congress of the United States, 94th Cong. 2d Session, 25—40; "Cost-Benefit Analysis, Statistical Decision Theory, and Environmental Policy," *Philosophy of Science Association 1976 Proceedings*, vol. II, 372—394; "The Treatment of Externalities in National Income Statistics," *Public Economics and the Quality of Life*, eds Lowdon Wingo and Alan Evans (The Johns Hopkins University Press, 1977), 219—249; "Official Liability and Its Less Legalistic Alternatives," *Law and Contemporary Problems* (School of Law, Duke University, Vol. XLII, Winter 1978 No. 1), 67—79; "Positive Time Preference," *Journal of Political Economy* Vol. 89, No. 1 (February 1981) (with Martin Bailey), 1—25; *The Rise and Decline of Nations: Economic Growth, Stagnation, and Social Rigidities* (Yale University Press, 1982).
- (2) 本書については日本語訳がある。依田博・森脇俊雅訳『集合行為論』(ミネルヴァ書房、一九八三年)。
- (3) 公共財の理論など経済学の分野で日ごろ御教示いただいている神戸大学経済学部岸本哲也教授からは、本稿についても多くの有益な助言と示唆をいただいた。
- (4) 拙稿「集団行動の理論」三宅一郎編『合理的選択の政治学』(ミネルヴァ書房、一九八一年)、一三七—一五九頁において、ホルソン理論の要約を試みている。
- (5) モーリス・ポストン著、加藤寛監訳『公共経済学』(ダイヤモンド社、一九八〇年)、一〇—一九頁参照。
- (6) Olson (1965), p. 14. 前掲訳書、四八頁の注21を参照。
- (7) *Ibid.*, p. 2. 同上、二頁。
- (8) *Ibid.*, pp. 66—97. 同上、八〇—一二二頁参照。
- (9) *Ibid.*, pp. 139—140. 同上、一七八—一七九頁参照。
- (10) ゼック・ハウザーとの共著 *An Economic Theory of Alliances* (1966) を参照。
- (11) William H. Riker and Peter C. Ordeshook, *An Introduction to Positive Political Theory* (Prentice-Hall,

集合行為問題について

1973), p. 75.

(12) オルソンの研究から示唆をうけて政治的企業者概念に最初に言及したのはワグナーである。Richard Wagner, "Pressure Groups and Political Entrepreneurs: A Review Article," *Papers on Non-Market Decision-Making*, 1966, pp. 161—170.

(13) Riker and Ordeshook (1973), p. 75.

(14) *Ibid.*, pp. 76—77.

(15) Norman Frohlich, Joe Oppenheimer and Oran Young, *Political Leadership and Collective Goods* (Princeton University Press, 1971), pp. 32—44.

(16) Michael Laver, *The Politics of Private Desires: the Guide to the Politics of Rational Choice* (Penguin Books, 1981), p. 73.

(17) Frohlich, Oppenheimer and Young (1971), pp. 40—41.

(18) Laver (1981), p. 75.

(19) *Ibid.*, p. 75.

(20) *Ibid.*, p. 76.

(21) *Ibid.*, p. 77.

(22) Frohlich, Oppenheimer and Young (1971), p. 8.

(23) *Ibid.*, p. 9.

(24) Norman Frohlich and Joe Oppenheimer, *Modern Political Economy* (Prentice-Hall, 1978), 26—27頁の降を参照。本書については拙稿「政治経済学の動向について」『都市問題研究』三〇巻九号、六九—八一頁において言及したことがある。

(25) Robert H. Salisbury, "An Exchange Theory of Interest Groups," *Midwest Journal of Political Science*

- Vol. XIII, No. 1 (February, 1969), 1—32. ソールズベリーのアプローチについては、辻中豊「利益集団の分析枠組—新段階のアプローチを中心に—」、『阪大法学』、第二一六・一一七合併号（一九八一年三月）、三八九—四三二頁参照。
- (28) Samuel Popkin, John Gorman, Charles Phillips and Jeffrey Smith, "Comment: What Have You Done for Me Lately? Toward an Investment Theory of Voting," *The American Political Science Review* Vol. 70, No. 3 (September 1976), 779—805.
- (27) Russell Hardin, "Collective Action as an Agreeable N—Prisoners' Dilemma," *Behavioral Science*, 16 (1971), 472—81. なお、ラッセル・ハーディンのアプローチは近著 *Collective Action* (The Johns Hopkins University Press, 1982) にまとめられている。「囚人のジレンマ」については、とくに pp. 22—38 を参照。
- (28) 図1のマトリクスについては、レイバーのものを用いた。Laver (1981), p. 48. 「囚人のジレンマ」ゲームを解説したものは数多いが、なかでも鈴木光男編『競争社会のゲームの理論』（勁草書房、一九七〇年）、二二四—二三六頁を参照。入門的な解説書としては、モートン・デービス著、桐谷維・森克美訳『ゲームの理論入門』（講談社、一九七三年）、一四四—一五九頁がわかりやすい。
- (29) Garrett Hardin, "The Tragedy of the Commons," *Science* No. 162 (1968), 1243—48. これを解説したものとして、鈴木興太郎『経済計画理論』（筑摩書房、一九八二年）、四一—四四頁、および加藤寛編『入門公共選択—政治の経済学—』（三嶺書房、一九八五年）、四四—六四頁を参照した。
- (30) Laver (1981) p. 50.
- (31) 鈴木、前掲書、四八—四九頁。
- (32) A・ラポポート、A・M・チャマー著、広松毅・平山朝治・田中辰雄訳『囚人のジレンマ—紛争と協力に関する心理学的研究—』（啓明社、一九八三年）、八二頁。
- (33) Michael Taylor, *Anarchy and Cooperation* (John Miley, 1976), pp. 64—68. を参照。
- (34) 鈴木、前掲書、五七頁。

集合行為問題について

三七

- (35) Taylor (1976), pp. 92—93.
- (36) 鈴木、前掲書、六三頁。
- (37) 同上、六三頁。
- (38) 同上、六四頁。
- (39) Laver (1981), p. 50.
- (40) 永井道雄解説・訳『世界の名著 ホッブス』（中央公論社、一九七九年）、一九五—九六頁。
- (41) 同上、一九六頁。
- (42) Olson (1965), p. 6. 前掲訳書、六頁。
- (43) James Q. Wilson, *Political Organizations* (Basic Books, 1973). 日高達夫訳『アメリカ政治組織論』（自由國民社、一九八三年）。
- (44) *Ibid.*, p. 22. 前掲訳書、二七頁。
- (45) *Ibid.*, p. 24. 同上、二九頁。
- (46) *Ibid.*, p. 26. 同上、三二頁。
- (47) Peter Clark and James Q. Wilson, "Incentive Systems: A Theory of Organizations," *Administrative Science Quarterly*, VI (September, 1961), 219—266.
- (48) Brian Barry, *Sociologists, Economists and Democracy* (University of Chicago Press, 1978), pp. 33—37 を参照。
- (49) Terry Moe, "Toward a Broader View of Interest Groups," *Journal of Politics* Vol. 48, No. 2 (May, 1981), p. 535.
- (50) *Ibid.*, pp. 540—541.
- (51) *Ibid.*, p. 541.

- (52) 『季刊現代経済』(AUTUMN、一九八三年)、一五五—一五八頁。
- (53) Richard Kimber, "Collective Action and the Fallacy of the Liberal Fallacy," *World Politics* Vol. 33, No. 2 (January 1981), pp. 178—196.
- (54) *Ibid.*, pp. 182—188 の説明を要約。
- (55) *Ibid.*, p. 184.
- (56) *Ibid.*, pp. 187—188.
- (57) 以下はキンバー論文の一八八—一九六頁を要約。
- (58) Kimber (1981), p. 191.
- (59) 集団規模については、オルソンの問題提起を肯定的に継承する人たちからも疑問が提出されている。フロリックとオープンハイマーは、集合財に対する成員の評価と集団規模は直接にはつながらないとし、集団が大きいからといって成員の当該財の評価が低くなり、それゆえフリーライダーになるとはかぎらないとする。また、集合財供給コストはその財を享受する集団の規模の関数でもない。要するに、かれらはフリーライダーは集団の規模にかかわらず存在するという。Norman Frohlich and Joe Oppenheimer, "I Get By With Little Help From My Friends," *World Politics* Vol. 23, No. 1 (October 1970), pp. 104—120。ハーディンもオルソンの大集団—小集団という分け方は単純すぎるとする。問題は集団の規模ではなく、成員の便益認識であるという。Russell Hardin (1982), 34—49を参照。これらの議論は、オルソンに対する根底的批判というよりもむしろ修正説ないし補強説といえよう。
- (9) Terry Moe, "A Calculus of Group Membership," *American Journal of Political Science* Vol. 24, No. 4 (November 1980), p. 598.
- (10) Olson (1965), p. 178. 前掲訳書、二二六頁。
- (20) C. M. Tiebout, "A Pure Theory of Local Expenditures," *Journal of Political Economy*, 64 (October 1956), pp. 416—24. ティボーの議論については、根岸隆「地域的公共財の公共経済学」、『季刊現代経済』NO7(一九七二年

二月)、三二一—四六頁を参照した。

- (63) Albert Hirschman, *Exit, Voice and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations and States* (Harvard University Press, 1970). 三浦隆之訳『組織社会の論理構造』(シネルヴァ書房、一九七五年)。なお、ハーシュマンの議論については、拙稿「ハーシュマンの政治分析について」、『法と政治』第三〇巻三・四号(一九八〇年二月)、三九—六九頁において紹介と検討を試みたことがある。
- (64) この点については、レイバーの指摘がある。Michael Laver, "Political Solutions to the Collective Action Problem," *Political Studies* Vol. XXVIII, No. 2 (June 1980), 195—209 を参照。
- (65) Olson (1965), pp. 159—160. 前掲訳書、一九七—一九八頁。
- (66) Moe (1980), p. 594. なお、モーは、オルソンの研究をうけて、利益集団とメンバーシップのより包括的な理論形成を試みてみる。The *Organizations of Interests* (University of Chicago Press, 1980) を参照。